

長野労発基 1209 第 1 号
令和元年 12 月 9 日

(一社) 長野県資源循環保全協会 会長 殿

厚生労働省長野労働局長



冬季における転倒災害防止対策の徹底について (要請)

労働行政の推進につきましては、平素より格段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 30 年の長野県内における転倒災害の発生状況を見ますと、休業 4 日以上の死傷者数は 551 人で、休業 4 日以上の労働災害では最も多くの 26% を占めています。特に、1 月はその割合が 45% と突出して高くなっており、転倒災害が最も少ない 6 月と比べると約 4 倍の 107 人が被災しています (別添資料 1 参照。また、平成 31 年 1 月及び 2 月における転倒災害の特徴は、別添資料 2 のとおり。)

このため、冬季における労働災害防止対策としてのみならず、年間を通じた労働災害の減少に向けても、冬季における転倒災害防止対策の徹底が必要不可欠です。

つきましては、別紙に掲げる冬季における転倒災害防止対策の徹底について、貴団体におかれましても趣旨を御理解の上、傘下会員その他関係事業場等への周知により、各事業場において確実な取組が行われますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

1 準備期間の設定

- (1) 本格的な降雪・路面凍結前に、冬季における転倒災害防止対策の準備期間を設定すること
- (2) (1)の期間中に、安全衛生委員会等において、転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議を実施すること
- (3) (1)の期間中に、別添のチェックリストを活用して職場を巡視し、職場環境や作業手法の改善を検討すること

2 設備・装備等の整備

- (1) 屋外通路や駐車場における除雪、融雪剤の散布により、安全通路を確保すること
- (2) 事務所出入口へのヒートマットや、凍結のおそれのある屋内の通路、作業場への温風機の設置等により、凍結路面等における転倒災害防止対策を講じること
- (3) 凍結路面等が見えにくい場所については、夜間の照明の照度を上げる等の対策を講じること
- (4) 屋外通路や駐車場における転倒災害のリスクに応じた「危険マップ」を作成し、労働者に周知すること

3 労働者に対する注意喚起等

- (1) 事務所への入室時における靴裏の雪・水分の除去を徹底すること
- (2) 凍結した路面等における荷物の運搬方法・作業方法を見直すこと
- (3) 「ながら歩き」や走っての移動等の危険行動に係る注意喚起を行うこと
- (4) 作業場所や内容に応じて、滑りにくい靴等の着用を勧奨すること
- (5) (1)から(4)の事項について、教育やミーティングの場を通じて周知すること

4 気象情報の活用によるリスク低減措置の実施

- (1) 降雪、気温に関する気象情報を把握し、注意喚起を行うための体制を確保すること
- (2) (1)により把握した気象状況に応じて、出張・作業計画等の見直しを検討すること

5 特に高年齢労働者について配慮すべき事項

- (1) 滑りやすい場所での作業に関しては、個々人の身体機能に配慮し、作業内容の調整を図ること
- (2) 作業開始前に、準備運動やストレッチ体操を行い、体を十分にほぐしてから作業に着手できるようにすること